

2016年10月14日

税制調査会会長
中里 実 様

税制調査会特別委員 神津 里季生
(日本労働組合総連合会)

意見書

税制調査会を所用により欠席しますので、書面にて下記のとおり意見を述べます。

記

1. 国際課税について

- 「B E P Sプロジェクト」の最終報告書は、国際的規制という観点からみて歴史的な成果物であると高く評価します。一方で、その施策の中には、拘束力がなく実質的には各国間の協調・協力を委ねられるものも複数あるため、今後も引き続き、各国政府が真摯に議論し、各種施策の実効性を高めていく必要があります。また、そもそもの問題でもある各国の税率引下げ競争に対しても国際的な協調のもとで対応することが重要です。
- 多国籍企業や富裕層による租税回避が、国境を容易に越えることができず真面目に納税している働く者や生活者への税負担の増大や行政サービスの劣化に帰結しないよう、実務にあたる税務職員の数と質の確保も含めて、早期に対策が講じられることを求めます。

2. 納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について

- グローバル化のみならずICT化なども踏まえて納税実務等に係る法整備を行うことに賛同します。その際、脱税や行き過ぎた節税行為を適正化することに加えて、納税者の権利の擁護につながる環境を整備することが納税者の税に対する信頼を高め、租税抵抗感の緩和にもつながると思います。多くのOECD諸国が制定している「納税者権利憲章」について税制調査会で議論が進められることを望みます。
- また、日本では、2016年1月からマイナンバー制度が本格稼働するという大きな変化がありました。このようなICT化の流れを、税務行政の効率化だけでなく、確定申告手続の簡素化など納税者の利便性向上に確実につなげるとともに、納税者意識を高めるという観点から給与所得者が申告納税制度と年末調整を選択できる制度の導入や納税者教育の充実にも取り組むべきだと考えます。

以 上